

建築基準法に基づく申請に対する処分の審査基準の素案 について意見を募集します

このたび、小田原都市計画地区計画（久野地区地区計画）に開発整備促進区が定められたことに伴い、建築基準法第68条の3第7項による開発整備促進区内における用途規制の緩和認定に関する審査基準の素案がまとまりましたので、これに対する市民の皆さんからの意見を募集いたします。

1 意見提出方法

(1) 市ホームページによる提出

次の手順により投稿してください。

市ホームページのトップページ中央「市政へのご意見・ご提案」のバナー

⇒「パブリックコメント」

⇒「パブリックコメントの募集・結果の公表等」

⇒「建築基準法に基づく申請に対する処分の審査基準の素案」内の意見投稿フォーム

(2) 意見記入用紙（別紙様式）による提出

次のいずれかの方法により提出してください。

なお、意見を正確に把握する必要があるため、電話又は窓口での口頭による意見はご遠慮願います。

ア 郵送する場合

〒250-8555 小田原市荻窪300番地

小田原市建築指導課指導係あて

イ ファクスを利用する場合

F A X 番号：0465-33-1579 小田原市建築指導課指導係あて

ウ 直接持参する場合

小田原市役所 6階建築指導課 ※午前8時30分から午後5時15分まで（土・日曜日を除く。）

2 意見提出期間

令和4年6月15日（水）から令和4年7月14日（木）まで

※郵送の場合は、当日消印有効

3 留意事項

- ・提出いただいた意見は、それに対する市の考え方を示して、後日公表します。
- ・意見に対しての個別の回答や提出いただいた書類の返却はしませんので、ご了承ください。
- ・提出いただいた意見の記載内容は、個人情報（氏名、住所、連絡先等）を除き、公開される可能性があることをご承知おきください。

4 問い合わせ先

小田原市建築指導課指導係

電話：0465-33-1434 F A X：0465-33-1579